太平洋戦争末期の合併交渉

－信越化学と大同化学のケース－

加藤　健太

東京大学大学院経済学研究科 COE 特任研究員

課題の設定

1　大同化学をめぐる企業間関係と政府・企業間関係

（1）日本合成化学による買収

（2）信越化学との協力関係

2　合併の法的枠組みと事実経過

（1）企業整備令と軍需会社法

（2）合併過程

3　合併方法とその条件

（1）合併方法

（2）合併条件

4　結語

太平洋戦争末期の合併交渉
－信越化学と大同化学のケース－

加藤　健太

課題の設定

1942 年 8 月に火蓋を切ったガダルカナル島をめぐる米軍との攻防に敗退した日本軍は，43 年に入ると，5 月にアッツ島で守備隊が玉砕，9 月には中部ソロモン・東部ニューギニアからの撤退を余儀なくされ，翌 44 年 2 月に，「絶対国防圏」を防御するため「極力持久」すべき国防圏前衛線（内南洋東部（マーシャル群島）・北部ソロモン・ラバウル等）を崩された後，マリアナ沖海戦でサイパン島を失陥（7 月），レイテ決戦でも敗北を喫し（10 月），そして 11 月には米軍マリアナ基地から飛来する B29 が，日本本土への戦略爆撃を開始したのである。

こうした戦局の著しい悪化とそれに伴う軍需物資の極度の不足に対し，政府は 1943 年初め，船舶，航空機，鉄鋼，石炭および軽金属を超重点産業に指定して生産の増強に乗り出した。さらに，同年 11 月には軍需省を設置，同時期に制定した軍需会社法に基づいて，民間企業（軍需会社）への直接的な経営介入＝国家統制を行い，計画から実施に至る一元的管理を通じた軍需，とりわけ航空機の増産体制の強化を試みた[1]。他方で，繊維産業に代表される不要不急部門は，生産力拡充部門に対する設備，資材，労働力等の供給源として整備の対象となり，多くの企業が，合併・買収等による整理統合を強いられることになった。当初，中小企業を対象にしていた企業整備は，43 年 6 月の戦力増強企業整備要綱の閣議決定を境に，大企業を含めた非軍事部門全般に及び，とくに第一種に指定された繊維，食品，化学と金属工業（共に一部）は，労務の供出，金属回収，工場・設備の転用への高い貢献度を評価され，徹底的な整備の対象になったのである[2]。

戦時期の合併・買収に関する研究は，上記の企業整備政策を視野に入れて進められた。とくに，繊維産業については，大規模紡績企業が，繊維（関連）事業の垂直・水平統合や軍需（非関連）産業への進出に際して，活発な合併・買収を展開したこと等が明らかにされている[3]。最近では，原朗・山崎志郎等が，国民厚生金庫の資料を駆使して，中小企業を対象にした企業整備の実施過程，すなわち企業統合，転廃業，設備廃棄，（金属）回収のプロセスや資産買取価格の設定方法等の実態に詳細な検討を加えている[4]。また，下請制の進展とその限界[5]，企業グループの形成・再編[6]に関わる研究は，合併・買収を生産システムの形成過程という側面から描いた業績と見做すことができよう。しかしながら，これらの研究は，企業の生産活動との関連に重点を置き[7]，合併をめぐる利害関係者間の対立と調整という点には立ち入った分析をしていない。

他方で，近年，戦時期の企業システムの変容を，企業統治の視点から捉えた研究が注目された。岡崎哲二は，「経済新体制」等の制度改革が，株主権限の制限と経営者・従業員の地位向上をもたらし，戦前の「株主主権型」企業システムを大きく変化させ，さらに，軍

需会社法の施行を契機に，経営者が，政府による統制と債権者の監視からの自由度を高めたことを明らかにした[8]。また，宮島英昭は，軍需会社法に基づく政府（軍部）の介入に着目し，その効果が（1）財閥系の大企業，各産業部門の上位企業に関しては，経営者の自立性の強化と企業成長の促進，（2）独立系の中位・下位企業では，人事への介入など行政管理の強化といった具合にそれぞれ対照的な方向で発揮された点を強調している[9]。ただし，これらの研究は，株主権限が，政府の経営介入によって，いかなる範囲まで制限されたのか，換言すれば，戦時統制下において，株主が，経営意思決定に対する発言権と利益配分の請求権という 2 つの権利をどこまで主張できたのか，という点を明確にしていないように思われる。この点に関しては，政府の介入と株主の利害の実態を検証した上で論じる必要があろう。

以上の研究史を踏まえて，本稿では，信越化学工業株式会社（以下，信越化学と略す）と大同化学工業株式会社（以下，大同化学と略す）の合併を題材に，政府による経営介入と株主権限の制限の範囲に注目しながら，合併方法とその条件の決定過程における利害関係者の主張と行動を検討し，太平洋戦争末期の合併交渉で使われた論理とそこで作用した力学に接近したい。

結論の一部を先取りすれば，このケースは，①信越化学による大同化学の吸収合併という方法，②対等（1 対 1）合併という条件で決着を見たが，その解を導き出す過程を追跡することが直接的な課題となる。具体的には，両社をはじめ，大同化学の筆頭株主である日本合成化学工業株式会社（以下，日本合成化学と略す），軍需省，仲介役の石川一郎化学工業統制会会長（以下，石川一郎，ないし石川会長と略す）といった様々な主体が，いかなる利害を主張し，その根拠は何であったのか，彼らは実際にどのような行動を採ったのか，そして，最終的な合併条件は誰の利害を反映したものであったのか，を検討する。

本稿で用いる主な資料は，『信越化学工業株式会社・大同化学工業株式会社合併関係』（石川一郎文書 R-188，東京大学経済学部図書館所蔵）である。ここには，軍需大臣の「合併令書」や「合併條件等決定書」に加え，信越化学の合併に関する希望，大同化学の陳情書や株主総会議事録などが含まれ，合併交渉の過程を把握できる有用な資料になっている。

本稿の構成は次のとおり。次節では，大同化学を軸とした企業間関係の変遷を，日本合成化学による買収と信越化学との協力関係を中心に検討し，**2** で，太平洋戦争期の合併の法的枠組みと事実経過を概観する。**3** は，信越化学と大同化学の合併方法とその条件をめぐる利害対立とその論理の分析に当てられる。**4** は結語である。

1　大同化学をめぐる企業間関係と政府・企業間関係

大同化学[10]は，信越化学との合併を命じられる約 1 年前に，日本合成化学によって買収され，同社を筆頭株主に迎える一方で，信越化学とも特定の製品について「協力関係」を結んでいた。また，こうした企業間関係は，政府，とくに軍部の強い要請に基づくものであり，その結果，大同化学は，信越化学のみならず，日本合成化学や陸海軍，軍需省など強

い影響力を持つ利害関係者に取り巻かれることになったのである。

(1) 日本合成化学による買収

日本合成化学，鐘淵実業および大同化学の 3 社は 1943 年 3 月 1 日，大同化学の役員等が保有する同社の全株式（5 万株，全額払込済）を前二者に売却すること等を内容とする，株式売買の正式契約証を締結した。同年 5 月 7 日，日本合成化学は，大同化学の株式の 85%（4 万 2500 株）を握る筆頭株主となり，同社社長の伊藤晴一が社長を兼務するなど経営陣の交替を行った[11]。ここで，鐘淵実業の名が出てくるのは，同社が日本合成化学の大株主であったからであるが[12]，その後の合併交渉にはほとんど登場しない。

さて，この買収の動機について，日本合成化学は 1943 年 4 月に出された海軍航空本部の認可と陸軍大臣からの要請（陸軍省第 1936 号）に基づき，大同化学を「買収シ此工場（武生工場＝引用者）ニ於テ航空燃料並ニ陸海軍用爆薬ノ製造ニ必要ナル軍需化學薬品ヲ製造スル目的ヲ以テ其傘下ニ収メ」たとしている[13]。具体的には，日本合成化学が，大同化学の生産するカーバイドを原料にして，有機合成化学製品（アセチレン系誘導品）の生産に乗り出すという計画であった[14]。この買収は，軍部の意向や製品発注と密接に繋がっていたのである。

ここで，後の合併交渉で争点となった合併条件に直接関係する，買収金額とその資金調達方法を見ておく。大同化学株の取得金額は，1 株当たり 97 円 5 銭に上記の取得株数 4 万 2500 株を乗じた 413 万 3750 円であり，大蔵省と商工省の認定を受けて決定された。その取得に要する資金は，大蔵省の指令により，日本興業銀行を中心とする共同融資団からの借入金で調達され，臨時資金調整法による認可を受けて，1943 年 4 月 28 日に融資契約が成立した[15]。

以上のように，日本合成化学は，陸海軍の要請に応じる形で大同化学を買収し，1944 年 10 月 24 日の取締役会において，軍需省航空兵器総局化学課の認可を得る見通しがないにもかかわらず，「将来を見越して」同社にアセトン製造設備（月産 50 トン）を新設する方針を決定するなど中長期的な事業計画を立案した[16]。しかしながら，日本合成化学の事業方針は，軍需省の意向によって阻まれ，大株主としての影響力（自社の事業との有機的な結合や事業の拡大への寄与）をほとんど行使できなかったのである。その一つの証左となるのが，次に述べる信越化学と大同化学との協力関係の設定であった。

(2) 信越化学との協力関係

信越化学と大同化学の合併には，協力関係の設定という前史があり，その内容と問題点の検討を抜きに，両社の企業間関係が合併へと「深化」した理由は見えてこない。以下では，その経緯を簡単に述べたあと，協力関係の限界に考察を加える。

両社の企業間関係の形成は，軍需省鉄鋼局特殊鋼課長が 1944 年 8 月 24 日，信越化学の小坂善太郎常務に対して，生産増強[17]のために大同化学との協力関係の設定を要請したこと

に端を発する。その際，信越化学は，「競業的立場ニアル両社間ニ横ノ協力關係ハ円滑ニ遂行シ得ザランニヨリ，經營ノ譲渡或ハ經營ノ委任ヲ希望」している。これに対して，同省化学局無機課長は，当局として非公式に大同化学に経営を委任するよう求めたうえで，両社間で経営権（株式）の移動について協議するよう述べた。そこで，信越化学は 8 月 25 日，大同化学の竹田正専務に委任経営と役員交替の一任を申し入れ，9 月 1 日に竹田専務は（1）3 ヶ月間に限定した合金鉄部門の委託（その後全面委託），（2）株式の 3，4 割譲渡（価格 60-65 円），(3) 3 ヶ月間の役員一部入替え（その後全役員退陣）を内容とする私案を示した。しかし，両社の経営委任は，大同化学社長・伊藤晴一の反対によって頓挫する[18]。そして，結局，軍需省からのフェロアロイ＝合金鉄（珪素鉄）[19]と炭素電極に関する協力命令がそれぞれ 9 月 11 日と 10 月 31 日に発せられるに止まったのである。その要因として，大同化学が，軍需会社でないため，法律的に全面的な委任経営を「強制」できないことも重要であったが，この時点では未だ，経営の自立性を維持したい大同化学（日本合成化学）の意向を反映する余地を残していたとも言えよう[20]。

このように軍需省が，企業の主体性を制限してまで，フェロアロイと炭素電極の生産増強を強力に推し進めようとしたのは，両製品が軍需産業（五大重点産業）と密接に関連していたからである。フェロアロイは鉄鋼の原材料であり，また，炭素電極は，鉄鋼や軽金属に直接用いられ，間接的には航空機や船舶にも使われていた。当時は，「優良な炭素製品の供給なくしては大東亞戰争の五大産業に支障を來す」と言われるほどであった[21]。

信越化学と大同化学の協力関係は，後者が前者に対してフェロアロイ及び炭素電極の生産設備を貸与するという方式を採り，軍需省からは他にも，両製品の生産に従事する事務職，技術者及び労働者は信越化学の指導，管理に帰属するように措置すること，大同化学は，生産能率の向上のため設備改修が必要な場合，信越化学の指導を受けることなどが指示された[22]。しかし，この貸与という方法は，両製品の増産という目的に照らして限界を持つことが，信越化学と大同化学双方から主張される。先ず，1944 年 11 月に北陸軍需監理部宛の陳情書を提出した，大同化学の主張を見ておく。同社は，貸与が決まった珪素鉄の製造装置をすべて外して，信越化学の工場に移転することを希望した。しかし，政策当局は，設備の移転に掛かる期間（2，3 ヶ月）の生産減退を避けるため，武生工場内での作業を申し渡した。これに対し，大同化学は，「同一ノ工場構内ニ於テ企業体ノ異ナレル二者ノ經營ハ従業者ノ統制，取締，待遇其他諸設備施設ノ共同利用等ノ上ニ於テ不尠困難ヲ生ジ延ヒテ兩者ノ生産確保ニ支障ヲ生」じるであろうと述べ，①珪素鉄工場と炭素工場の貸与関係の停止，②政府当局からの指導者の派遣等を要望したのである[23]。

他方，信越化学の認識も基本的には同じであった。1945 年 2 月に作成された資料[24]によれば，第一に，信越化学は当初から，大同化学の製造実績の不振は「單ナル技術上ノ問題ニアラズ會社全般經營ノ缺陥ニ基クコト大ナリト思考セルヲ以テ生産成績ノ向上ヲ計ルタメニハ全面的經營ヲ必須ノ條件」と見ていた。同社は，「他社ノ工場内ニ於テ他社ノ責任者ノ下ニ於テ僅カニ全生産設備ノ（電力的ニ見テ）三分ノ一程度ノ仕事ヲ切離シテ生産ノ成績

ヲ擧グルコト極メテ困難ナルハ明瞭」と考えたのである。より具体的な問題として第二に，大同化学の姿勢が非協力的であり，「従来ノ生産擔當ノ工員一名ノ引継モナク又諸設ノ補修モ永年月放擲シ」たままであるため，信越化学が操業開始以降，自社工場から全ての工員を遣し，原料や資材を直江津工場から仰いで「應急補修ヲナシ居ル状態」である点を挙げた。第三に，信越化学は，こうした問題を大同化学との協議を通して解決するという道を選ばなかった。同社の意思決定の主体が，その本体ではなく，また日本合成化学でもなく，鐘淵工業にあると見たためである。そして，鐘淵工業が，「大同化學ノ全面的成績向上ニ自信ヲ有スルナラハ自ラ之ガ經營ニ當ルベ」きであり，そうでなければ，「一日モ速ニ當社（信越化学＝引用者）ノ全面的經營ニ之ヲ移シ當社ノ全力ヲ傾倒セシメ以テ焦眉ノ急ニ迫ル生産増強ニ邁進セシムルヲ急務」とすると主張した。第二の点に関して，大同化学は，主力事業でありながら，老朽した設備を抱えるカーバイド部門の修理改善を優先し，主に自家用であった炭素製品の設備はその後着手する考えを持っていた[25]。しかし，上記の協力関係の設定指令では，従業員をそのまま従事させることが定められていたから，信越化学の指摘が事実であるとすれば，非協力的な態度と見做されても仕方がないであろう。

結局，軍需省は，信越化学の要請を受け入れ，この陳情書が提出された 1 ヶ月後の 1945 年 3 月 15 日に大同化学との合併命令を発することになる。その背景には，軍需省が，武生工場における「第三種炭素ノ製造」（自家用以外）を企図していたことと，大同化学が，珪素鉄の製造休止を関係当局に申し出るなど，同製品の生産に積極的ではなかったことが挙げられる[26]。日本フェロアロイ統制組合が 44 年 1 月に実施した調査は，大同化学武生工場の問題点として，優秀な電気炉を持っているものの，「その炉の使ひ方が下手」であり，カーバイド中心の生産体制になっているため，「珪素鉄の成績が悪ければカーバイドに繰り返すといふ工場経営の逃げ道がある」点を挙げていた。そして，同社の経営者に対して，「珪素鉄の増産をやって頂き，どしどし造って貰ひたい」との注文を付けていたのである[27]。また，炭素電極に関しては，日本電極工業組合が 43 年 5 月に出した，「炭素工業（主トシテ電極）ノ生産増強ニ關スル對策」の中で，「自家製造ヲ爲ス事ハ成ル可ク之ヲ避ケ当該産業ノ一元的統制運營下ニ於テ專門的ニ製造セシムルヲ適當」とし，また，鉄鋼や軽金属の生産拡大の隘路となっている炭素電極の生産増強，製品の品質向上，資材の合理的配給を進めるため，企業を整備統合する必要があることは「最早議論ノ餘地ナキ所」と述べていた[28]。この資料からは，同組合に加盟せず，炭素電極の自家用製造を続ける大同化学の行動が，業界団体から問題視されていたことを看取できる。

注目すべきは，こうした状況の下で，信越化学が実績を挙げたことある。同社の珪素鉄の生産額は，39 年度（11 月末，以下同じ）の 7 万 2000 円から 43 年度に 91 万 7000 円，44 年度には 127 万 4000 まで増加，炭素電極のそれも 40 年度の 6 万 4000 円から 43 年度 75 万 6000 円，44 年度 106 万 4000 円へと著しい伸びを示した[29]。また，武生工場の珪素鉄生産高を示した**表 1** を用いて，大同化学の経営と信越化学のそれを比較すると，前者の 44 年 7-10 月の生産高が大幅に減少したのとは対照的に，後者の 44 年 11-12 月のそれは回復に転じた

ことが分かる。軍需省は，これらの生産実績を踏まえて，全面的経営委任（より進んだ合併）という信越化学の要望に沿う決定を下したと考えられる。

2　合併の法的枠組みと事実経過

（1）企業整備令と軍需会社法

本項では，具体的な合併交渉の分析に先立って，太平洋戦争期における合併の法的枠組みを説明しておく。主要な条文の解説は，次に述べる事実経過を見る上で有用と考えるからである。信越化学と大同化学に対する合併命令は，軍需会社法と企業整備令に基づいて発せられた。とくに，大同化学が軍需会社法の指定を受けていないことを根拠の一つとして，この合併に抵抗したため，企業整備令の適用が重要な争点となった。また，軍需会社法に関しては，企業統治論の視点から株主権限の制限等に注目した研究が進められている[30]。そこで，以下では企業整備令を中心に検討したい。

企業整備令は 1941 年 8 月から，商工省が中心となって立案作業に着手し，企画院の審議を経て，同年 12 月 23 日の第 22 回国家総動員審議会に諮問第 79 号「企業の整備に関する勅令案要綱」として付議され，審議の結果原案通り可決成立した。同令に基づく命令は，一般命令と個別命令に大別され，本稿のケースは後者に該当する。合併に関しては，主に第 19 条が適用され，関連する第 5 条と第 6 条が準用された[31]。以下に，条文を掲げる。

第 5 条
「主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ物資ノ生産，修理，販売，輸出，輸入若ハ保管ノ業ヲ營ム者（以下事業主ト稱ス）又ハ主務大臣ノ指定スル法人ニ對シ其ノ事業ニ属スル設備若ハ權利ノ譲渡若ハ貸渡ヲ命ジ又ハ事業主若ハ主務大臣ノ指定スル法人ニ對シ当該設備若ハ権利ノ譲受若ハ借受ヲ命ズルコトヲ得
前項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケル者ハ他ノ法令ニ拘ラズ譲渡又ハ貸借ヲ為スコトヲ得」
第 6 条
「前條ノ場合ニ於ケル譲渡又ハ貸借ノ條件ハ當事者間ノ協議ニ依ル
前項ノ協議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ
第一項ノ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ主務大臣ハ譲渡又ハ賃借ニ關シ必要ナル決定ヲ爲スコトヲ得」
第 19 条
「主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ事業主ニ對シ事業ノ委託，受託，譲渡若ハ譲受又ハ事業主タル会社ノ合併ヲ命ズルコトヲ得
第五條第二項，第六條乃至第七條及ビ第十二條乃至前條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第五條第二項及第六條ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ事業ノ委託若ハ受託又ハ會社ノ合併ノ命令アリタル場合ニ之ヲ準用ス」

これらの条文が企業合併に適用されるといかなる効力を発揮するのか，商法との関係から見ておこう。第 19 条は，合併等を通じた企業整備という目的の完遂を企図した条文であるが，交渉過程で当事者同士の協議，調整が行われた場合，その正否によって経路は二つに別れる。一つは，合併命令の後，両社間で合併仮契約書を作成し，これに対して第 6 条第 2 項に基づき主務大臣に認可申請を行い，それが認可されると合併契約の内容が定まる。次に，この契約書を株主総会に付議し（商法第 408 条），そこで可決されれば，報告総会に付議する（商法第 412 条）。これが商法をベースとする経路である。重要なのは，企業整備令においては，合併が株主総会で否決された場合，同令第 20 条の認可を申請し，それが認められると，株主総会の議決が必要なくなるという点である。企業整備令第 20 条の条文は次のとおり。

第 20 条

「第六條（第十一條第二項，第十八條第三項及前條第二項第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ協議若ハ決定，第七條（第八條，第十一條第二項及前條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ協議若ハ裁定又ハ第十八條ノ協議ニ基キ會社ガ事業ノ譲渡，合併其ノ他當該協議，決定又ハ裁定ニ於テ定メラレタル事項ノ實行ヲ爲サントスルニ付株主總会又ハ之ニ準ズベキモノノ決議，同意等ヲ必要トスル場合ニ於テ其ノ決議，同意等ヲ得ルコト能ハザルトキハ會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ当該事項ノ實行ヲ爲スコトヲ得」（下線＝引用者）

先の報告総会はこの決定を否決できないため，合併手続はこの時点で確定し，あとは商法第 100 条乃至第 102 条の債権者保護の手続と合併に要する登記を行い，これで合併手続が完了するのである。他方，取締役の間で合併協議が纏らず，合併仮契約書の作成に至らなかったケースについても，主務大臣は職権により両社の合併に関する決定を下すことができる（第 6 条）。この決定が株主総会の決議を経なくとも，第 20 条によって合併が実施されることは上記の場合と同様である[32]。

他方，信越化学に対しては，企業整備令に加えて，軍需会社法が適用された[33]。条文は省くが，同法第 12 条は，軍需会社に対する合併等に関係した命令を規定するものであり，命令の手続，合併等を命じた場合の条件に関する当事者間の協議，政府の裁定などの事項については上記の勅令＝企業整備令を以って定めている[34]。また，第 14 条で，軍需会社の業務執行，株主総会，社員総会及び債権者集会の招集と決議，その他軍需会社の運営に関しては他の法律の規定に拘らず勅令によって「別段ノ定ヲ為スコトヲ得」としている。ここで他の法律とは，商法，有限会社法を指す。この条文は，「生産責任者をして其の全力を發揮し自由闊達に会社の運營を行ひ以て其の責務完遂を期せしむる爲，商法，有限會社法に對する特例を設け得ることとし，必要以上に繁雑なる手續及不當なる私益追求の拘束より開放」することを目的としていた[35]。つまり，主務大臣（軍需省）は，この条文によって，企業整備令第 20 条と同様に，当事者間の協議の頓挫や株主総会の否決等があっても，合併

を強制できるのである。ただし，信越化学は，大同化学との合併に賛成の立場であったから，この第 14 条が議論の遡上にのぼることはなかった。

(2) 合併過程

ここでは，**表２**を用いて，信越化学と大同化学の合併交渉の過程を手続きの点から検討する。この表を見て疑問なのは，信越化学の社史で，1945 年 5 月 1 日に「大同化学工業を吸収合併。当社武生工場として発足[36]」となっている箇所が，大同化学の「臨時株主総会議事録」(45 年 6 月 6 日) では, 同社がその後も軍需省に陳情書を提出するなど働掛けを行い，5 月 31 日に漸く株主総会の決議を見ている，というズレである。ただ，信越化学についても，合併案件とそれに伴う資本金の増額を「株主総会において承認を受け，これを実行したのは 8 月 1 日であった[37]」との記述があるから，大同化学の株主総会の議決を経ずに合併は成立したのであろう[38]。

さて，両社の合併が，軍需省内部[39]で決定されたのは 1945 年 3 月 4 日，合併契約書の作成が 4 月 25 日，それから 1 ヶ月強で覚書を交わしており，その交渉は極めて短期間に進められたと言える。しかし，3 月 27 日付「合併令書」によれば，軍需省は，翌々日に両社協議の上，軍需省に正否と決定を報告，軍需大臣に合併認可の申請を行い，4 月 12 日に合併承認のための臨時株主総会を開催すること，そして総会の決議を得られない場合は 4 月 15 日に議案執行の認可申請書を軍需大臣に提出するよう指示していた（表の◎印）[40]。したがって，軍需省から見ると，実際の経過は極めて遅く映るわけであるが[41]，その原因は繰り返し述べたように，大同化学とその大株主である日本合成化学，特に後者が合併に強硬な反対姿勢を示したからであった。その具体的な内容，すなわち合併方法と合併条件については次節で詳しく検討することとし，ここでは，法律上（手続を含む）の争点を 45 年 5 月 15 日と 5 月 31 日に開催された，大同化学臨時株主総会における議長（伊藤晴一社長）と大株主（日本合成化学代理人・野口信吉）との質疑応答を手掛かりに見ていく。

予め注意したいのは，日本合成化学が大同化学の株式 85%を握る大株主であること，加えて，伊藤晴一が両社の社長を兼務するほか，大同化学の会長，専務，取締役（1 名）は日本合成化学の役員を兼任していたことである。つまり，大同化学は，所有と経営が未分離の企業であり，経営者と株主の利害対立は基本的には生じない統治構造であった。ただし，大同化学社長としての伊藤晴一は，軍需省から受けた合併命令を遂行せざるを得ず，同社臨時株主総会では，日本合成化学（の代理人）と対峙し，説得に当たる任務を帯びていた。したがって，対立の構図は，軍需省（政府）対日本合成化学（大株主）となり，後者の発言権についても対経営者ではなく，むしろ対政府との関係から捉えるべきであろう。

日本合成化学は，(1) 当事者及び斡旋役である石川一郎が，合併協議が纏らないことを理由に，合併条件等の決定を軍需省に要請していない点と，(2) 合併条件等決定書が手交された際，異議を申立ての手段である意見書提出の機会が確保されなかった点について，企業整備令第 6 条第 3 項，企業整備令施行規則第 3 条に照らして問題があるとした[42]（1945

年 5 月 15 日総会)。これに対して，伊藤議長が 1945 年 5 月 31 日の総会で伝えた，美濃部洋次軍需省総動員局第二部長と同局松尾監理官の回答は次のようなものであった。(1) については，3 月 27 日に「合併令書」で提示した期限（29 日）を何度も延期し（1 ヶ月以上），石川会長の「熱心ナル斡旋アリ種々ノ代案等モ出タケレドモ（中略）結局満足ナ結論ガ得ラレナイ様子ニテ石川會長ヨリモ此ノ上ハ政府デ合併條件ヲ決定シテ貰フヨリ外ニ致方カナイ旨」の話があり，これは「協議ガ調ハナイモノト認メテ政府決定ヲナシタ」と述べた。(2) に関しては，両社がそれぞれの要望を記した書類を石川会長に提出しているので「之レヲ企業整備令ニヨル意見書ト看做シ夫レ等ノ御意見ヲ參酌シテ決定シタ」と説明した[43]。

軍需省は，「合併条件等決定書」を発送した 1945 年 4 月 28 日の時点で，「最早政府當局トシテハ決定濟ノコトヽテ矢ハ既ニ弓ヲ離レ居ル[44]」という認識であり，条件の変更等は認められることではなかったのである。伊藤議長も総会の席で，政府が「本件ニ關シ御再考下サル餘地ハ先ズ無ヒ様ニ存ゼラレマスノミナラズ一日モ早ク解決スル様希望シテ居ラレマスノデ（中略）合併契約書案ニ付ソノ御積リデ重ネテ御審議ヲ御願ヒスル次第[45]」と株主に訴えた。しかし，日本合成化学はここに至っても，「我々ガ合併條件契約書案ヲ承認シナイトスレバトウ言フ結果ニナルデセウカ」と抵抗を示し，最終的には，この合併が，「戰時下ニ於ケル總動員法ノ適用ニ依リテ發令セラレタルモノナル以上ハ行政裁判ヲ仰グコトガ出来ヌコトデアルカラ甚ダ遺憾ナガラ此合併ニヨル處置ガ適當ヲ缺クコトニ由ツテ他日，事故ガ生ジタル場合ニハ之レニ對シ可然損害ノ填補ヲ要求スルナリ其他相當ノ對抗ヲナスベキコト留保シテ本議案ヲ承認致ス外ナシト[46]」と述べた上で漸く決議に応じたのである。ここには，太平洋戦争末期においても，自らの利害を主張し，政策当局の指示に徹底的に抵抗する大株主の姿が垣間見られよう。

3　合併方法とその条件

以上のように，信越化学と大同化学の合併交渉は，後者の大株主である日本合成化学の強い反発によって，軍需省が思い描くペースで進展しなかった。その過程で浮き彫りになったのは，政策当局，合併当事者，大株主の間の利害対立である。本節では，合併方法とその条件をめぐる軍需省，信越化学，大同化学および日本合成化学の主張とその論理を検証する。

分析に入る前に，協議の発端となった軍需省の合併命令の内容を確認しておこう。同省は 1945 年 3 月 27 日付で，信越化学，大同化学それぞれに「合併令書」を発送した。その内容は，軍需会社に指定された信越化学に対しては，軍需会社法第 12 条及び企業整備令第 19 条，大同化学には後者の規定のみが適用された，という 1 点を除き全く同じである。すなわち，合併の方法として，信越化学による大同化学の吸収合併，合併条件等に関しては当事者の協議に委ねていた[47]。前述のとおり，協議の期限は 3 月 29 日に設定されたが，実際には延期を重ね，その間に当事者および利害関係者の主張が展開されることになる。以下では，争点を合併方法と合併条件に絞り，それぞれに考察を加える。

(1) 合併方法

信越化学は，1945 年 3 月 29 日付の石川一郎宛「書簡」の中で，合併条件等に関する希望を述べたが，合併の形態については，「株式買収ノ方法ニヨル吸収合併ニ據ルモノ[48]」としており，軍需省の命令と一致していた。これは，既に「協力関係」＝「貸与」という形では大同化学の（非協力的な）行動を矯正することができず，全面的経営委任を要請していたから，その線に沿った主張と言える。他方，大同化学は，先ず日本合成化学と合併した上で，同社が武生工場を信越化学に賃貸するという方法を提示した[49]。

ここで注目したいのは，大同化学が，信越化学による吸収合併に反対する時に用いた，陸海軍や日本合成化学との密接な関係である。すなわち，大同化学の中核事業であるカーバイドは，軍部からの受注製品と関連を持ちながら展開されており，「少クトモ陸海軍ノ各部御當局並ニ航空兵器總局化學課等ヘ只今軍需次官ヨリ仰付ケニナリマシタ信越化學ヘノ合併ニ關スル御示達ノ趣キヲ上申致シタ上夫々可然御指示ヲ頂カヌ限リ右合併ニ關シ私トシテハ只今直チニ御請ケヲ致シ兼ネ」るという論理である。具体的な製品名については，伏字（〇印）であるため不明だが，大同化学は，(1) 陸軍省整備局戦備課と陸軍被服本廠からは，他省より武生工場の利用の指示があった場合，「先ツ以て仝課若山少佐迄届出」を為すことを申し渡されていた，(2) 軍需省航空兵器総局化学課からは，「設備轉換並ニ新設ス可キ資材表等ノ提出方ヲ命ゼラレ目下待期中」であった，(3) 第二陸軍造兵廠と海軍艦政本部からは，日本合成化学大垣工場で生産する「爆薬原料ノ〇〇〇〇〇〇〇ノ設備」が空爆により避難を要するため，一部設備を武生工場内に「移轉ス可シトノ嚴達」を受けていた，(4)「海軍〇〇〇〇廠」からは，同廠内のアセチレン系「〇〇〇〇〇製造設備」を武生工場に移設することを考慮中との内示があった[50]。太平洋戦争末期になると，軍需省，陸軍省，海軍省の間で資材の争奪が激しさを増し，その調整は喫緊の課題となっていた[51]。こうした状況の下，大同化学の武生工場は，様々な利害が錯綜する結節点の一つとなったが，同社は，それを根拠に（利用しつつ）合併反対論を展開したと言える。しかし，軍需省は，陸海軍からの要請があった場合は，「一切軍需省ニ於テ解決シ大同化學ニハ迷惑ハカケヌ」と述べて（3 月 27 日），吸収合併という方法を変更しなかったのである[52]。そして，交渉は，信越化学による吸収合併を前提に，その条件をめぐって進められることになる。

(2) 合併条件

信越化学は，先に示した石川一郎宛の「書簡」の中で，大同化学株式の買収価格を 1 株 30 円弱と見積り，「諸般ノ事情」から払込額の 50 円まで引き上げるとの条件を出した[53]。この 1 株当たりの価格は，「固定資産に対する利益率」から以下の方法で算出された。すなわち，①1944 年度の信越化学の対固定資産税引後利益率は 11.4%，大同化学のそれは 3.8%であった（**表３**），②この利益率から「推算」した買収価格は 10 対 5 の比率[54]となり，大同化学の株式時価が 59 円であるから，この比率から「逆算」すると 1 株当たりの価格 30 円弱

が出てくる。①と②を繋げるための数値が，「大同社ガ信越ト仝様ノ利益率（固定資産ニ対シ）ヲ上ゲルタメノ固定資産価格」と推測される。その算出過程に疑問は残るが，その価格は 138 万 5870 円とされ，44 年度の期中平均 219 万 2359 円の 63%の価額である[55]。したがって，信越化学は，大同化学の吸収合併による収益性の低下を避けるため，同社の利益率を自社レベルに引き上げる，言い換えれば，同社の固定資産を三分の二程度に評価した上での買収を希望したと見られる。しかし，株式を上場していない大同化学の株式時価が 59 円になるという根拠は示されていない。近似の数値として，信越化学が，大同化学の 1 株当たり「正味資産」（純資産）を 44 年上期 55.4 円，44 年下期 53.6 円と算出している（**表４**）。上述のとおり，同社は 1 株 50 円での取得も認めていたが，この数値から見て割安であり，その意味で軍需省の示す対等条件に大きな異論はなかったと思われる。もう一つ指摘しておきたいのは，信越化学が，合併後に武生工場の生産増強を狙って，**表５**に示すような設備改修を考えていたことである。この表によれば，カーバイド部門の石灰登焼成炉 4 基新設や電極部門の金型改造など合計額は約 293 万円に達し，石灰の購入により石灰炉新設を見送ったケースで約 193 万円，石灰窒素部門の D 式の改造を止めた場合でも約 143 万円の投資が必要とされている[56]。信越化学が，大同化学の資産を厳しく評価したのは，追加的な設備投資を考慮した結果とも考えられよう。

他方，合併方法で譲歩した大同化学は，その条件をめぐって激しい抵抗を示した。同社と大株主の日本合成化学が用いた論理を一言でいえば，株主に損失を与えるような条件は飲めない，というものである。日本合成化学は，①大同化学株式の「買収實價」が 1 株 103 円，全株式で 513 万円になること，②大蔵省，商工省および日本興業銀行の認定評価額は 790 万円強であったことを主張，大同化学自身も，③信越化学の株価は 60 円前後であり，1 対 1 で合併すれば，自社の評価は 300 万円以下となり，この金額は④保有設備を解体・売却した場合（≒解散価値）の取得金額 483 万円を大幅に下回ること等を理由に条件の変更を求めた[57]。大同化学が作成した「設備資産明細表」（1945 年 3 月 31 日現在）によれば，機械・装置等の帳簿価格は 218 万 6158 円に止まるのに対し，その評価額は 839 万 9818 円と約 3.8 倍にも達している（**表６**）。この数値の根拠を示す資料はないが，資産の自己評価は極めて高かったのである。加えて，日本合成化学が，大同化学を買収した際に借入金で資金を調達したことも合併条件に影響した。すなわち，日本合成化学は，買収資金として日本興業銀行等から 500 万円を借り入れ，その支払利息として年間約 25 万円を負担していた。信越化学と 1 対 1 の条件で株式を交換すると，同社の配当を従来と同じく年 8 歩と想定した場合，配当収入は年間約 20 万円に止まり，差引き約 5 万円の損失を計上することになる。大同化学は，こうした損失を日本合成化学に齎すことが明らかな「取定メヲスルコトハ會社當事者トシテハ背任問題ヲ惹起セヌトモ限リマセヌ故」，対等合併という条件は受け入れられないと述べた[58]。そして，大同化学は，信越化学に吸収合併される場合でも，その株式交換比率を，信越 1 対大同 0.8 以下にするよう求めたが，結局，この要望も軍需省に受け入れられなかったのである[59]。

このように，両社の評価には大きな隔たりが見られ，当事者同士の協議でその乖離を縮めることは困難であり，また時間的な余裕は皆無であった。石川会長と軍需省総動員局は1945年4月7日時点で，産業設備営団による武生工場の買収，その後同営団から信越化学に対し「適當ノ代償ニテ貸與スルコトガ良策」と考え，4月12日から15日にかけて，営団係員と化学工業統制会の三島文治理事（会長代理）を武生工場に派遣し，実勢価格の評価に当らせた。その結果は，大同化学の想定よりも「割合ニ低價」であり，対等合併は大同化学にとって有利な条件である，というものであった[60]。しかし，この評価は，三島理事が信越化学の役員経験者（42年12月から43年5月まで監査役）であったことを斟酌すれば，合併を促進する方向にバイアスが掛かった可能性は高く，結局，この調査・視察に基づく評価も，大同化学の説得には寄与しなかったのである[61]。

軍需省は1945年4月28日，石川一郎宛で「信越化學及大同化學兩社合併條件等ニ關スル政府決定ノ件」を通牒し，その中で，「合併條件等決定書」を提示した。ここに「合併比率ハ一対一トス」と記され，信越化学は資本金を250万円増加し，額面50円全額払込済の株式5万株を発行，大同化学の株主はその所有する同社株式1株に対し信越化学の株式1株の割合で交付を受けることとされた[62]。ここで注目したいのは，軍需省が，この合併比率を適正な企業価値に照らして公正とは考えていなかったことである。すなわち，大同化学の「株式ハ市場ニ上場ナキ爲之ガ精確ナル株價推測ハ困難ナルト共ニ他面經濟事情ノ變動激シキ現在ニ於テハ投資企業ノ價値変動ノ精確ナル推測モ困難ナル事情ニ在ルヲ以テ經營及所有ノ一元化ヲ圓満ニ實施セシムル爲ニハ寧ロ甲及乙ヲシテ相共ニ其ノ株式額面五拾圓払込五拾圓ノ現状ニ於テ對等合併セシムルヲ適當トスル」という論理を用いたのである。さらに，この条件は，「一對一以外ノ比率ヲ以テセバ兩社何レニ對シテモ其ノ面目上面白カラヌ結果ヲ招來スル懼レアル故，貴社（大同化学＝引用者）ニ對シ損失ヲ蒙ラシムル結果トナッテ甚ダ御氣ノ毒乍ラ是非此ノ條件」（下線＝引用者）を受け入れるよう訴えた[63]。つまり，軍需省は，上述の大同化学の主張を部分的に認めながら，それを反映させず，生産増強が極めて困難となった太平洋戦争末期という状況の中で，実際に軍需生産に携わる信越化学に強い配慮を示す形で，合併条件を設定したのである。

4　結語

以上，日本合成化学による大同化学の買収，大同化学と信越化学の協力関係の設定という企業間関係の形成と変容，そして，信越化学と大同化学の合併交渉とその帰結を，利害関係者の主張と行動に焦点を当てて検討してきた[64]。

主要な分析結果をまとめれば次の通りである。第一に，太平洋戦争末期における企業間関係は，陸海軍や軍需省の思惑によって変容を強いられ，その意味で安定さを欠いていた。しかし，日本合成化学による大同化学の買収，信越化学と大同化学の協力関係＝貸与，そして信越化学による大同化学の吸収合併のいずれも，超重点産業（鉄鋼，軽金属）と密接に関連する物資の生産増強という目的から見れば，一定の合理性を持っていたと思われる。

生産品目で見れば，当初の有機合成化学製品から珪素鉄（フェロアロイ）・炭素電極の増産が，より喫緊の課題となり，そのため政策当局が選ぶ大同化学の相手も，日本合成化学から信越化学へと変更されたのであろう。さらに，経営資源に焦点を合わせると，大同化学の経営者＝人的資源や生産技術＝情報資源には，当事者である信越化学だけでなく，業界団体（日本フェロアロイ統制組合）からも疑問が出されており，信越化学への経営権の移行は，経営資源の効率的な活用を企図したものであったと解釈できる[65]。

第二に，合併交渉の過程で作用した力学に関しては次の 2 点を指摘したい。一つは，大株主の利害の主張である。先行研究は，戦時統制下における株主権限の制約と政府の経営介入に注目し，前者については基本的に経営者と株主の関係を論じてきた。本稿では，政府と株主の利害対立の中で，後者の発言権の制限が及んだ範囲を検討することを課題に掲げた。この点に関して，大同化学の大株主である日本合成化学は，交渉の過程で自らの利害，とくに合併に伴う金銭的損失という点から，株主総会の場で強硬な反対姿勢を示し，その意見は経営者から石川一郎化学工業統制会長，軍需省へ伝えられ，これが，同省の思い描くプランを大幅に遅らせる要因となった。もちろん，日本合成化学の主張は，合併方法にも，合併条件にも反映されなかったから，出資先企業の意思決定に対する権利が著しく制限されたことは否定できない。しかし，太平洋戦争末期においても，大株主が，所有権を拠り所にして出資に対する権利＝金銭的利害を断固主張したことは注目してよいと思われる。もう一つは，軍需省の選択の合理性に関わる。この合併交渉の過程で，最も発言力を有した軍需省が，合併企業に炭素電極と珪素鉄の生産実績を持つ信越化学を選定したことは，生産増強という目的から見て合理性を備えていた可能性がある。しかし，合併条件の設定にあたっては，非常時である点を強調し，大同化学＝被合併企業に不利な条件を押し付ける形で決着を付けた。敗戦が目前に迫った 1945 年 4 月，当事者や斡旋役，政策当局が，互いの利害を主張し，それを調整しながら，公正と見做せる条件を導き出すことは，限りなく不可能に近い作業だったのである。

本稿を結ぶにあたって，信越化学が敗戦直後に，この合併をどのように評価したのかという点を見ておきたい[66]。過度経済力集中排除法の指定を受けた信越化学は，持株会社整理委員会に提出した各種の資料の中で，武生工場の分離・処分をしない，換言すれば，再編成を実施しない理由を次のように述べた。すなわち，同工場は戦後，合金鉄の生産中止と石灰窒素への生産集中により，生産実績を伸ばしつつあるが，設備の老朽化や「技術及勞働力ノ質的貧弱」などが著しく[67]，「直江津工場ノ技術的援助及ビ經濟的後援ナシニハ未ダ獨立經營ノ可能ノ域ニハ達シテ」いないため，分離はできないと[68]。この主張からは，武生工場を抱え続ける消極的な要因しか見えてこないが，他方で，その地理的条件は，直江津工場に比べ，海上輸送や原料入手の点では若干劣るものの，製品市場に関して，石灰窒素の「關西方面ニ於ケル唯一工場トシテ重要ナ地位ヲ占メル」という利点を挙げた[69]。加えて，**表 7** に示すように，武生工場の石灰窒素の供給量は 1946 年から 47 年にかけて，6643 トンから 9763 トン，対全国比も 3.6%から 4.5%へと伸びている。同工場の設備補修の遅延は，

低成分事件（47 年）等の問題を引き起こしたが[70]，肥料需要の拡大が期待される中で，信越化学にとって有用な設備であったと考えられる。その意味で，太平洋戦争末期に強制された信越化学による大同化学の合併は，結果的にではあるが，前者＝合併企業にとって，戦後まで継続する一定の合理性を帯びていたことを示唆するのである。

---

[1] 軍需省の設立の経緯や機構，動員行政の展開は，山崎志郎「軍需省関係資料の解説」『軍需省関係資料　第 1 巻　軍需省関係初期資料』現代史料出版，1997 年，を参照。その前段階を成す臨時生産増強委員会の活動については，原朗「太平洋戦争期の生産増強政策」近代日本研究会『年報近代日本研究　9　戦時経済』山川出版社，1987 年，航空機を始めとする太平洋戦争期の増産政策や動員体制に関しては，山崎志郎の一連の研究に詳しい。たとえば，山崎志郎「太平洋戦争後半期における航空機増産政策」『土地制度史学』第 130 号，1991 年 1 月；山崎志郎「戦時鉱工業動員体制の成立と展開」『土地制度史学』第 151 号，1996 年 4 月などを参照。

[2] 同時に，企業整備の対象は，時局産業の一部，すなわち航空機等に用いる機材や原材料を生産する機械産業などの分野（第二種）にも拡がり，主に生産の合理化を狙って整備が進められることになった（橋井眞（商工省大臣官房秘書課長）「今次企業整備を續る諸問題とその解説」国策研究会編『決戦企業整備の全貌』鱒書房，1943 年，7-9 頁；前田靖幸「企業整備」有沢広巳監修『昭和経済史』日本経済新聞社，1976 年，212 頁）。戦力増強企業整備の実態に関しては，山崎志郎「太平洋戦争期の工業動員体制－臨時生産増強委員会・軍需省行政をめぐって－」『経済と経済学』第 81 号，1996 年 7 月，山崎志郎「統制機構の再編成と企業整備」原朗・山崎志郎編『戦時日本の経済再編成』日本経済評論社，2006 年，26-32 頁を参照。

[3] 坂本悠一「戦時体制下における紡績資本」下谷政弘編『戦時経済と日本企業』昭和堂，第 4 章，1990 年；渡辺純子「戦時経済体制下における紡績機業の経営－東洋紡績の事例について－」『経済学論集』（東京大学）第 63 巻第 4 号，1998 年 1 月；渡辺純子「戦時期の倉敷紡績」『経済研究』（静岡大学）第 3 巻第 4 号，1999 年 3 月；鄭安基「戦時期「鐘紡グループ」と鐘淵実業の設立」『経済論叢』（京都大学）第 159 巻第 1・2 号，1997 年 1・2 月；鄭安基「戦時期「鐘紡グループ」の変容と鐘淵工業の設立」『経営史学』第 32 巻第 3 号，1997 年 10 月など。また，繊維産業の企業整備の意義については，渡辺純子「戦時期日本の産業統制の特質－繊維産業における企業整備と「10 大紡」体制の成立－」『土地制度史学』第 150 号，1996 年 1 月を参照。

[4] 原朗・山崎志郎編『戦時日本の経済再編成』。

[5] 代表的な研究として，植田浩史『戦時期日本の下請工業』ミネルヴァ書房，2004 年。

[6] たとえば，電気機器産業については，吉田秀明「通信機器企業の無線兵器部門進出」下谷政弘編『戦時経済と日本企業』昭和堂，第 3 章，1990 年；下谷政弘「戦時期「企業グループ」の再編成－「松下産業団」を中心に－」下谷政弘・長島修編『戦時日本経済の研究』晃洋書房，第 1 章，1992 年；下谷政弘「戦時経済と企業グループ」『土地制度史学』第 151 号，1996 年 4 月。

[7] これらは一般的に，合併の動機（や効果）として説明される要因であり，統制下における企業の主体性，言い換えれば戦略的側面を重視した議論と言える。

[8] 岡崎哲二「企業システム」岡崎哲二・奥野正寛『現代日本経済システムの源流』日本経済新聞社，1993 年，116-120 頁；岡崎哲二「日本：戦時経済と経済システムの転換」『社会経済史学』第 60 巻第 1 号，1994 年 5 月。

[9] 宮島英昭『産業政策と企業統治の経済史：日本経済発展のミクロ分析』有斐閣，2004 年，289-291 頁。また，橋本寿朗は，日本電気を事例に取り上げ，戦時期の系列化＝協力工場との関係を，生産，労働，流通（統制会），金融など幅広い視点から分析している。本稿との関連では，資金調達＝増資に際して，株主の発言力（影響力）が低下し，軍部の了解が決

定的になっていたとの指摘が重要である（橋本寿朗「戦時計画経済と企業経営：日本電気の事例に基づいて」『経営志林』（法政大学）第 38 巻第 2 号，2001 年 7 月）。

[10] 大同化学は 1917 年 9 月に，山本条太郎（社長に就任）等によって設立された北陸電化を前身とする。同社は 20 年 2 月に日本水力に合併され，21 年 3 月の大同電力の設立により，その武生工場となった。大同電力は同年 11 月，武生工場を分離して大同肥料を設立（資本金 300 万円，山本条太郎社長），これが 38 年 11 月に社名を変更して大同化学となる。その後，日本合成化学による買収までに，所有主体は，日本発送電（39 年 4 月），発送電興業（42 年 2 月），三谷彌平など福井県の財界人（42 年 8 月）へと変更された（「大同化學工業株式會社經歴書」（石川一郎文書 R-188））。

[11] 全株式（5 万株）でないのは，大同化学の役員である三谷彌平（1000 株），熊谷太三郎（5000 株），三谷進（1000 株），三田村三之助（500 株）は保有株式を維持することという附帯覚書が添えられたためである。大同化学は 1944 年 2 月 25 日に新たな役員を次の通り選出した。会長・津田信吾（日本合成化学会長），社長・伊藤晴一（同社長），常務・竹田正（同常務），同・三谷進（留任），同・斉藤浩（出身不明）ほか取締役 5 名，監査役 3 名（日本合成化学工業株式会社編『日本合成化学工業株式會社三十年史』1958 年，292-293 頁；「大同化學工業株式會社經歴書」）。

[12] 鐘淵紡績は 1939 年 3 月に，日本合成化学と提携し，41 年には同社に対する持株率を引き上げるとともに，会長に津田信吾，社長に城戸季吉を派遣した。鐘淵紡績は 44 年 2 月，鐘淵実業と合併して鐘淵工業を設立した（鄭安基「戦時期「鐘紡グループ」の変容と鐘淵工業の設立」，40-44 頁）。鐘淵工業の持株率は 1945 年時点で 47.5％に達している（「日本合成化学工業株式会社」『鉱工業関係会社報告書』R-36（東京大学経済学部図書館所蔵））。

[13] 大同化学工業株式会社（軍需大臣・藍田貞次郎宛）「陳情書」1945 年 5 月 17 日（石川一郎文書 R-188）。ただし，日本合成化学の社史では，既に大同化学武生工場（福井県）から同社大垣工場にカーバイドの供給を受けており，「やがて現はれるであろう軍の要求を予見し，ビニール樹脂の生産を計企，その製造のための工場として」買収したとされる（日本合成化学『日本合成化学工業株式會社三十年史』，293，319-320 頁）。

[14] 有機合成化学製品は，航空機の製造，航空燃料，爆薬火薬の原料，艦船の製造資材などに用いられ，戦時下の軍需品生産に欠かせないものであった（大同化学工業株式会社（北陸軍需監理部長・桑原虎雄，北陸軍需監理部富山出張所所長・山中朋二郎宛）「軍需大臣ヨリ御下命ノ硅素鐵並ニ炭素製造確保ノタメ信越化學工業株式會社ト協力關係設定ニ關スル報告並ニ當社方針陳情之件」1944 年 11 月（石川一郎文書 R-188））。

[15] 大同化学「陳情書」1945 年 5 月 17 日，大同化学工業株式会社「臨時株主總會議事録」1945 年 5 月 15 日（石川一郎文書 R-188）。

[16] 日本合成化学『日本合成化学工業株式會社三十年史』，323 頁。

[17] 「生産増強」に関しては，原朗が，「生産力拡充」，「生産拡充」との差異を明確にして，「設備拡充をあきらめるのみでなく，生産量の拡大すら困難な状況のもとで，なんとか減産をくいとめて生産を確保し，可能ならば増強も試みたいとの願望がこめられ」た用語と説明している（原朗「太平洋戦争期の生産増強政策」，232 頁）。

[18] この資料では，「武田専務」となっているが，「竹田」の誤りと思われる（信越化学工業株式会社「大同化學社トノ協力關係經緯」1945 年 2 月（石川一郎文書 R-188））。

[19] 資料には，フェロアロイ，合金鉄，珪素鉄という 3 つの言葉が出てくるが，前二者は同一であり，珪素鉄はその一種である。実際の協力関係は，珪素鉄に限定されたものであった。以下では，用語を統一せずに，各種資料に従った名称を用いる。

[20] 軍需会社でなくとも，合併は強制したから，法律的な問題だけでは説明できない（後述）。

[21] 永井雅夫「炭素と炭素製品」永井彰一郎監修『材料化學の進歩綜説　第 1 輯』共立出版，1944 年，240-241 頁。

[22] フェロアロイについては，軍需省鉄鋼局長（伊藤晴一宛）「信越化學工業株式會社及大同

化學工業株式會社ノ協力關係設定命令ノ細目ニ關スル件通牒」（19 鉄第 1991 号）1944 年 10 月 2 日（石川一郎文書 R-188），炭素電極については，軍需省軽金属局長（伊藤晴一宛）「信越化學工業株式會社及大同化學工業株式會社ノ協力關係設定命令ノ細目ニ關スル件通牒」（19 軽第 793 号）1944 年 11 月 22 日（石川一郎文書 R-188）。いずれの通牒も形式はほぼ同一で，製品名だけが異なっている。

[23] 政府からの指導者の受入れは，製品の品質や数量に不安があると考えての提案であった（大同化学「軍需大臣ヨリ御下命ノ硅素鐵並ニ炭素製造確保ノタメ信越化學工業株式會社ト協力關係設定ニ關スル報告並ニ當社方針陳情之件」1944 年 11 月）。

[24] 以下の既述は，小坂順造（軍需大臣・吉田茂宛）「大同化學工業株式會社トノ協力關係ニ於テ増産困難ナル事情ニ關スル陳情」1945 年 2 月（石川一郎文書 R-188）。小坂順造は信越化学社長，軍需会社の指定以降は生産責任者を兼務する。

[25] 大同化学「軍需大臣ヨリ御下命ノ硅素鐵並ニ炭素製造確保ノタメ信越化學工業株式會社ト協力關係設定ニ關スル報告並ニ當社方針陳情之件」1944 年 11 月。

[26] 実際に，大同化学の 43 年 5 月期の営業概況には，「合金鐵ニ於テハ一部電氣炉ノ改造ニ依リ**カーバイド**生産ニ振替ヘタル結果生産高著減セルハ止ムヲ得ザル次第ナリ」との記述もある（大同化学工業株式会社『第四十三期報告書』1943 年 5 月期，3 頁）。また，直接合併命令には繋がらないが，大同化学が，信越化学との間で協力関係の協議が纏まらないことを具申した際，軍需省軽金属局炭素製品課長は，「政府トシテハ信越化學ニ對シ炭素ノ生産確保ノ責任ヲ負ハシメ度キヲ以テ従ッテ其生産ニ責任ヲ負擔ス可キ信越化學ノ希望通リ実施セシメ度シ」と答えていた（大同化学「軍需大臣ヨリ御下命ノ硅素鐵並ニ炭素製造確保ノタメ信越化學工業株式會社ト協力關係設定ニ關スル報告並ニ當社方針陳情之件」1944 年 11 月）。

[27] この調査は，フェロアロイ統制組合が技術委員で編成した 7 つの班によって，全国のフェロアロイ製造業者を対象に行われたもので，生産増強と隘路打開に必要な措置を計画するための実情把握を目的としていた。大同化学を担当したのは，富山県の滑川中域を担当した第 4 班調査員（橋本岩次郎，川畑健雄，加藤明正）であり，調査報告は 1944 年 2 月 15 日に日本鋼管分室で行われた（日本フェロアロイ統制組合『推進班現地調査報告記録[一]』1944 年，1-2 頁；日本フェロアロイ統制組合『推進班現地調査報告記録[四]』1944 年，64-68 頁）。

[28] 日本電極工業組合「炭素工業（主トシテ電極）ノ生産増強ニ關スル對策」1943 年 5 月（石川一郎文書『統制会社関係資料（1）』R-33）。

[29] 「信越化学工業株式会社」『鉱工業関係会社報告書』R-16（東京大学経済学部図書館所蔵）。なお，社史には，硅素鉄など合金鉄の生産に関する資料が極めて少なく，詳細は判明しないとあるが，増産の過程で技術やノウハウを蓄積したと推測される（信越化学工業株式会社社史編纂室編『信越化学工業史』信越化学工業株式会社，1992 年，29-31 頁）。

[30] 岡崎哲二は，軍需会社法を「商法で定められた株主権限を明示的に制限した点で画期的な法律」であったと評価している（岡崎哲二「企業システム」，116-120 頁）。長島修は，軍需会社法の特徴として，企業の内部組織に対する直接的介入，企業活動の統制からの解除などを指摘し，その強権的発動の事例を紹介している（長島修「戦時経済研究と企業統制」下谷政弘・長島修編『戦時日本経済の研究』晃洋書房，1992 年，14-27 頁）。

[31] 福田喜東（商工省企業局工政課長）『企業整備令詳解』高山書院，1942 年，43-46 頁。

[32] 福田喜東『企業整備令詳解』，70-71 頁。

[33] 信越化学は 1944 年 1 月 17 日，軍需会社の指定を受け，同時に，直江津工場のマグネシウムおよびカーバイド部門が軍需工場に指定された（信越化学『信越化学工業史』，464 頁（年表））。

[34] 合併以外にも，定款の変更，事業の委託，譲渡，廃休止，解散など事業に属する設備や権利の処分が含まれる。

[35] 以上の既述は，重要産業協議会編『軍需會社法解説』帝国出版，1944 年，17-19 頁。
[36] 信越化学『信越化学工業史』，464 頁（年表）。
[37] 信越化学『信越化学工業史』，39-40 頁。
[38] ただし，これは前項で見た企業整備令第 20 条が適用されたことを意味しない（後述）。
[39] **表２**にある「各関係官会議」の出席者は不明であるが，竹内軍需次官が 1945 年 3 月 27 日に，信越化学と大同化学に対して合併命令の内容等を説明した際，軍需省の美奈川鉄鋼局長，鈴木炭素製品課長，美濃部総動員局第二部長，篠塚同監理課長，松尾監理官が同席しており，これが「関係官」であったと推測される（大同化学「臨時株主總會議事録」1945 年 5 月 15 日）。
[40] 軍需大臣（小坂順造宛）「合併令書」1945 年 3 月 27 日；軍需大臣（伊藤晴一宛）「合併令書」1945 年 3 月 27 日（石川一郎文書 R-188）。
[41] より正確には，軍需省が合併の目的とする，珪素鉄や炭素製品などの生産増強の要請に照らして，という意味である。
[42] 大同化学「臨時株主總會議事録」1945 年 5 月 15 日。
[43] 大同化学工業株式会社「臨時株主總會継續會議事録」1945 年 5 月 31 日（石川一郎文書 R-188）。
[44] 大同化学「臨時株主總會議事録」1945 年 5 月 15 日。
[45] 大同化学「臨時株主總會継續會議事録」1945 年 5 月 31 日。
[46] 株主総会が合併契約を承認しなくても，企業整備令第 20 条によって議案が執行されることは前述のとおりである（大同化学「臨時株主總會継續會議事録」1945 年 5 月 31 日）。
[47] 軍需大臣（小坂順造宛）「合併令書」1945 年 3 月 27 日；軍需大臣（伊藤晴一宛）「合併令書」1945 年 3 月 27 日（石川一郎文書 R-188）。
[48] 小坂順造（石川一郎宛）「書簡」1945 年 3 月 29 日（石川一郎文書 R-188）。
[49] 「大同化學武生工場處理案」1945 年 4 月 25 日（石川一郎文書 R-188）。
[50] この主張は 1945 年 3 月 26 日，竹内軍需次官，篠塚総動員局管理課長（大佐）との話合いの席でなされた（大同化学「臨時株主總會議事録」1945 年 5 月 15 日）。
[51] 1944 年 1 月 12 日の時点で既に，「発注調整実施要綱」が閣議決定された。しかし，軍需省はその後も，「原料素材關係工場ノ管理」，「陸海軍需共管ノ會社，工場等ノ組織機構，経理，人事等ニ關スル行政」の同省への一元化など，自らの権限拡大を目論みながら，軍需生産の増強を図るため，陸海軍との調整方法を練っており，実際には多元的な発注は解決されなかったと考えられる（「軍需生産増強上陸海軍行政ト軍需行政トノ連絡調整ニ關スル件」1944 年 7 月 10 日（原朗・山崎志郎編・解題『軍需省関係資料　第 8 巻　軍需省関係政策資料』現代史料出版，1997 年，320-322 頁））。実際，化学工業統制会は，発注者が多岐に亘るため，生産品種の多い化学産業では特に業界の混乱が助長されており，その解決のために発注の一元化の実現を訴えていた（化学工業統制会「発註ノ一元化ニ関スル要望」1944 年 1 月 26 日（石川一郎文書『発註調整問題・統制品目配給機構図表』R-61））。この点に関しては，山崎志郎「軍需省関係資料の解説」，Ⅱ-Ⅲも参照。
[52] このほかに，大同化学は，信越化学が「何ヲ製造シ居ラレルカ又何人カ御經營シテ居ラレルノカ又其業態並ニ内容等ニ付キ全ク知得シテ居ラヌ」から，短期間では意思決定できないと述べたが，両社は既に「協力関係」を結んでおり，説得的な議論とは言えないだろう（大同化学「臨時株主總會議事録」1945 年 5 月 15 日）。
[53] 「諸般ノ事情」は，大同化学が合併に反対していることを指すと考えられる（小坂順造「書簡」1945 年 3 月 29 日）。
[54] この数値は，株式の交換比率ではない。大同化学の株式額面 50 円（全額払込済）をほぼ半分に評価して買い取るという意味である。
[55] 大同化学の利益金（8 万 2233 円）で，信越化学と同じ利益率（11. 4%）を挙げるための固定資産額は 72 万 1568 円であって 138 万 5870 円ではない。この点については，信越化学

が，大同化学の 1944 年下期の利益金 96 円 36 銭を異常値とし，上期の金額と同程度に見積もって固定資産額を算出した可能性がある（小坂順造「書簡」1945 年 3 月 29 日に添付の表「固定資産ニ対スル利益率ニヨリ推定セル買収價格十対五ノ比率算定ノ根拠」）。

[56] 信越化學工業株式会社武生工場「（第二案）大同化學武生工場生産増強スルタメノ最少限度設備改造検討概況」1945 年 4 月 15 日（石川一郎文書 R-188）。

[57] 他にも，政府当局の認可があれば買収を希望者が提示する 520 万円という数値を挙げた（大同化学「臨時株主總會議事録」1945 年 5 月 15 日）。

[58] この主張は 1945 年 4 月 26 日の石川一郎との面談の席で行われたが，同時に，日本合成化学との合併と，その後の設備の貸与という方法を希望した（大同化学「臨時株主總會議事録」1945 年 5 月 15 日）。

[59] 大同化学「臨時株主總會議事録」1945 年 5 月 15 日。

[60] 大同化学「臨時株主總會議事録」1945 年 5 月 31 日。

[61] 設備を買い取る産業設備営団の立場からすれば，その評価額が低めに設定されるのは自然なことであろう。なお，同営団の業務等については，重要産業統制団体協議会編『産業設備營団解説』経済新社，1941 年を参照。

[62] 軍需大臣「合併條件等決定書」1945 年 4 月 28 日（石川一郎文書 R-188）。

[63] 大同化学「臨時株主總會継續會議事録」1945 年 5 月 31 日。

[64] この過程で伝わってくるのは，関係者達の「憤り」や「苛立ち」といった感情である。軍需省は，生産増強を狙って強権的な合併命令を発し，速やかな実施を目論んだ。しかし，大同化学と日本合成化学の抵抗によって，当局が描いたプラン通りには進展しなかった。軍需省は，既に発令した合併の指示がすんなりと受け入れられないことに「苛立ち」を募らせていた。信越化学は，協力関係の設定にもかかわらず，非協力的な態度を示す大同化学に「憤り」を感じていた。一方の当事者である大同化学は，自社の消滅を意味する吸収合併を強要されたことに当惑し，不条理を感じていた。そして，日本合成化学は，政府＝海軍省の斡旋で買収した大同化学を，その効果を発揮する間もなく，手離さなくてはならないことに強い不快感を示したのである。

[65] 大同化学が，軍需会社に指定されず，また，日本電極共同組合に加入していなかったため，政府や業界団体の統制が及びにくく，その解決にあたり，他社に吸収合併させるという手段が有効と考えられた側面もあっただろう。

[66] 日本合成化学は 1945 年 9 月 29 日の取締役会で，大同化学を買い戻す件を協議した。社史では，その理由を「信越化学工業株式会社への合併が，当社の腑に落ちぬものがあったから」としている。結局，原料（朝鮮の無煙炭）や資材の入手難という状況の下では，「買戻しに関しては当社の力及ばざるものと考」えて見送ったとされる（日本合成化学編『日本合成化学工業株式會社三十年史』，324 頁）。

[67] 信越化学工業株式会社「過度ノ經濟力ノ集中ニ該當スルカドウカヲ決定スル具体的基準（基準第二）ノ各項目ニツイテ，過度ノ經濟力ノ集中ノ状態ヲ記載シタ説明書」1948 年 3 月 9 日（国立公文書館所蔵）。

[68] さらに，信越化学には，大規模な設備改修を行うだけの資金的な余裕がなく，肥料の増産が国家的急務であることを考え合わせれば，同社が，「應分ノ補強工作ヲ加ヘ乍ラ肥料生産ニ奉仕スル」ことが重要であると主張した。ただし，再編成が避けられない場合は，武生工場のみの工場分離を認めていた（信越化学工業株式会社「再編成計畫ノ意圖ノ簡單ナ説明書」1948 年 3 月 9 日（国立公文書館所蔵））。

[69] 信越化学工業株式会社「再編成ノ基準（基準第二）ノ各項目ニ該當スル事實ヲ記載シタ説明書」1948 年 4 月 8 日（国立公文書館所蔵）。

[70] これは，信越化学が武生工場から保証窒素成分を下回る粗悪な製品を出荷し，それを問題視した農林省，商工省の調査で事実が確認されたため，1948 年 2 月に福井県肥料検査所から告発，肥料取締法，物価統制令などの違反で起訴されたという事件である。加えて，

48 年 6 月 28 日の福井地震により窒化炉が操業不能に陥るなど，同工場は苦しい運営を強いられた（信越化学『信越化学工業史』，45-46 頁）。

表 1 ） 武生工場の珪素鉄製造高比較表:1944年度

単位:トン

		大同化学				信越化学		
年	月	4号	5号	6号	合計	5号	6号	合計
1944	4	40	64		104			
	5	20	51		71			
	6	21	32		53			
	7	0	11		11			
	8	0	0		0			
	9	0	11	21	32			
	10			22	22			
	11					14	28	42
	12						82	82
1945	1						58	58
	2						10	10

資料）信越化学工業株式会社「19年度珪素鉄製造高比較表（武生工場）」1945年2月14日（石川一郎文書R-188）。
注 ） 1. 4号品は珪素含有比率42％、5号は75％、6号は87-90％のものを言う。
2. 1944年11月分は15日の操業開始以後、45年2月分は11日までの数値である。

表 ２ ） 信越化学工業と大同化学工業の合併過程：1945年

月	日	内容	備考
3	4	軍需省、各関係官会議にて、信越化学による大同化学の吸収合併を決定する。	
	15	軍需大臣命令「会社合併に関する件命令」	
	26	大同化学、軍需次官より合併の実行に関する協力要請を受ける。	
	27	軍需大臣「合併令書」（両社）	
	27	軍需次官、今井副社長、小坂常務（以上信越）、伊藤社長（大同）に合併命令の内容等を説明する（軍需次官室）。	
	28	今井副社長、小坂常務（以上信越）、伊藤社長（大同）、石川一郎の4者、打合せ、「申合書」を作成する（化学工業統制会）。	
	29	協議の正否、決定の軍需省への報告期限。	◎
	29	軍需省の認可を受けた場合、軍需大臣への認可申請の期限。	◎
	30	合併条件その他の事項に関する意見書の提出期限。	◎
4	2	株主総会手続省略の認可の軍需大臣への申請期限（信越化学）。	◎
	5	石川一郎への具体的希望の提出（両社）。	■
	5	竹田常務（大同）、石川会長に具体的希望を提出する。	
	6	両社と石川一郎、具体的希望に関する3者協議を開催する。	
	12	合併承認のための臨時株主総会の開催、召集の通知（3月29日まで）（大同化学）。	◎■
	12	産業設備営団の係員、三島統制会理事、大同化学武生工場を視察する（～15日）。	
	15	株主総会で決議できない場合、議案執行の認可申請書提出（大同化学）。	◎
	21	大同化学、臨時株主総会を開催、軍需省、石川会長より指示がないため散会する。	
	25	両社、「合併契約書」を締結する。	
	28	軍需大臣「合併条件等決定書」（1945年4月28日付20総1447号）	
	28	石川一郎より、今井副社長、小坂常務（以上信越）、伊藤社長（大同）に対して軍需省から合併条件の提示があったことなどが伝えられる（化学工業統制会）。	
5	1	信越化学、大同化学を吸収合併、同社武生工場として発足する。	
	15	大同化学、臨時株主総会を開催、合併の拒否と短期間の貸与の上申を決議（中止続行）する。	
	18	大同化学、軍需大臣宛に「陳情書」を提出する。	
	21	軍需次官「信越化学及大同化学両者合併に関する件通牒」（1945年5月20日付20総1650号）	
	22	美濃部軍需省総動員局第二部長、竹田常務（大同）に対し至急臨時株主総会で合併契約を承認するよう要請する。	
	31	大同化学、臨時株主総会を開催、留保付きで合併契約書案を決議する。	
6	6	両社、「覚書」を交わす。	

資料）軍需大臣（小坂順造宛）「合併令書」1945年3月27日、軍需大臣（伊藤晴一宛）「合併令書」1945年3月27日、
大同化学「臨時株主總會議事録」1945年5月15日、大同化学「臨時株主總會継續會議事録」1945年5月31日（石川一郎文書R-188）。
信越化学工業『信越化学工業史』信越化学工業、1992年（年表）より作成。

注 ）1. 備考欄の◎印は「合併令書」によって設定された内容と日にち、■印は「申合書」によるものである。
2. 両社は、信越化学と大同化学を意味する。

表 ３ ） 固定資産に対する利益率の比較

単位:円、%

	大同化学			信越化学		
	固定資産	利益金	利益率	固定資産	利益金	利益率
1944年上期	2,202,219	82,137		10,146,671	559,614	
1944年下期	2,182,498	96		10,485,991	616,083	
計	4,384,718			20,632,662		
平均／合計	2,192,359	82,233	3.8	10,316,331	1,175,697	11.4

資料）小坂順造（石川一郎宛）「書簡」1945年3月29日に添付の資料より作成。
注 ）1. 作成者は信越化学である。
2. 利益金は税引き後の数値である。

表 4 ） 1株当たり正味資産:1944年度

単位:千円

	大同化学		信越化学	
勘定科目	上期	下期	上期	下期
資産合計	3,478	3,581	23,324	27,251
負債				
納税積立金		3	680	1,274
退職手当積立金＊1	22	24	111	108
借入金		30	7,294	9,824
支払手形	550	550		
未払金	121	217	649	1,081
仮受金	14	76	397	525
税金引当金			941	352
その他			391	739
（小計）	707	899	10,463	13,904
正味資産	2,771	2,682	12,861	13,347
1株当り正味資産(円)	55.4	53.6	64.3	66.7

資料）小坂順造（石川一郎宛）「書簡」1945年3月29日に添付の資料より作成。
注)1. 作成者は信越化学である。
2. ＊1:正確には大同化学は法定退職手当積立金、信越化学は退職手当準備積立金である。

表 ５ ） 武生工場の設備改修予算

部門	設備	工事内容	金額（万円）
カーバイド部門	石灰登焼成炉	新設4基・建家及び原料運搬捲揚設備一式	100
	7号炉・8号炉	炉体新設及びホルダー改造	15
合金鉄部門	n.a.	n.a.	n.a.
石灰窒素部門	D式12基	炉体改造及び不足部品取付	50
電極部門	800tプレス	扇型電極金型改造	3
	300tプレス	金型1基改造	10
	1000KVA焼成炉	建家及焼成炉6基新設	35
計			293

資料）信越化学「（第二案）大同化學武生工場生産増強スルタメノ最少限度設備改造検討概況」1945年4月15日（石川一郎文書R-188N5）より作成。

注 ）1. 金額にはすべて「約」が付いている。

2. 合金鉄部門は印刷が不鮮明のため解読ができなかった。

3. この資料には、「若シ石灰ヲ購入シ石灰炉新設ヲ見合ハセレバ」約193万円、「石灰窒素ヲN式四基ノミニ止メテD式ノ改造ヲ見合ハセレバ」約143万円に減額されるという記載がある。

表 ６ ） 大同化学の設備資産評価額:1945年3月31日現在

単位:円

	取得価額	償却額	帳簿価額	評価額
土地	270,513	0	270,513	1,631,120
建物	993,462	416,737	576,724	1,698,492
機械・装置	2,205,583	940,647	1,229,592	4,749,206
構内設備	104,212	31,799	72,413	285,000
備品	36,916	0	36,916	36,000
合計	3,610,686	1,389,183	2,186,158	8,399,818

資料）大同化学工業株式会社「設備資産明細表」1945年3月31日現在（石川一郎文書R-188）より作成。

表 7 ） 信越化学の工場別石灰窒素生産能力と生産実績

	操業日数	年産能力	稼働能力＊1	1946年		1947年	
工場名	日	屯	屯	屯	%	屯	%
直江津	350	28,000	28,000	31,257	16.4	35,312	16.5
武生	300	12,480	12,500	6,643	3.6	9,763	4.5
合計		40,480	40,500	37,900	20.0	45,075	21.0

資料)「正式記録」『集排法手続記録 138 信越化学工業株式会社』(国立公文書館所蔵)より作成。

注 ） 1. 稼働能力は商工省1947年11月調査による。

2. 直江津工場の生産能力は1947年に50000トンに増加した。

3. %欄は対全国比の数値である。

4. 信越化学は、この2つの工場の他に磯部工場(合金鉄製造)と親不知原石採掘所を保有している。